

## 様式第七（第6条関係）

### 確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日  
令和元年9月2日

2. 回答を行った年月日  
令和元年10月1日

3. 新事業活動に係る事業の概要

- ① 照会事業者は、リムジン会社の作成した旅行プランを掲載するサイトを構築。なお、照会事業者は、旅行希望者向け利用規約において、「リムジン会社との契約は、旅行希望者との間で直接締結される」旨を明示する。
- ② 上記サイトにおいて、旅行希望者は、希望する旅行プランを選択する。その後、照会事業者が構築したシステムを利用して、各リムジン会社の情報に基づいて空車状況を確認の上、乗車日、出発地・出発時間、各観光地及び飲食店への到着時間・滞在時間の目安、終着地等を決定し、リムジンを仮予約する。
- ③ 照会事業者は、必要に応じ各観光地及び飲食店を予約する。
- ④ 各観光地及び飲食店の予約がすべて完了した段階で、サイトから旅行希望者に対し自動的に確認の依頼がなされる。
- ⑤ 旅行希望者は④の内容を確認し、問題がなければ改めて確定ボタンをクリックし、その後支払いを行うことで、リムジンが本予約される。

※なお、旅行希望者と各リムジン会社との間での運送契約の締結は、サイトを介して、旅行希望者と各リムジン会社が直接にやり取りを行うことによってなされるものであり、照会事業者は、当該運送契約の成立に向けた手配を行わない。

4. 確認の求めの内容

上記「3. 新事業活動に係る事業の概要」に記載のサービスを提供することが、「旅行業」に該当しないことを確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

旅行業法第二条第一項第三号では「旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為」、同項第四号では「運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為」について、報酬を得て行うことを旅行業として定義している。

照会書に記載の事業においては、事業者が運営するウェブサイトは、リムジン会社が入力した情報を旅行者が入手して、リムジン会社と直接運送契約を締結するシステムとなっており、契約の代理、取次ぎ、又は媒介のいずれにも該当しないことから、旅行業法第二条第一項第三号及び

第四号に該当せず、旅行業に該当しないと考えてよい。

なお、旅行業法施行要領では、事業者がウェブサイトを通じて旅行取引を行う場合で、旅行者と旅行者又はサービス提供事業者との間での取引に対し働きかけを行わない場合については、旅行業に該当しないとしているところ、本事業においては、契約の成立に応じてリムジン会社から事業者に一定の金額が支払われるが、事業者は契約内容への干渉及び契約締結に向けた働きかけを行わないため、リムジン会社の当該ウェブサイト使用に係る使用料または掲載料となり、旅行契約に対する報酬には当たらない。